

第1回通学路の更なる安全対策についての有識者懇談会

日 時：令和4年6月16日（木）10:30～11:30

場 所：瑞穂区役所301会議室

- 1 開会挨拶
- 2 出席者紹介 資料1、2
- 3 有識者懇談会開催要綱について 資料3
- 4 座長選出
- 5 田辺通6の現地調査結果について
- 6 第1回通学路の更なる安全対策検討会の開催結果について 資料4、5
- 7 検討組織について 資料6
- 8 検討項目についての現状と検討の進め方について
 - ① 各局より今まで実施してきた対策内容について
 - 緑政土木局 資料7-1
 - スポーツ市民局 資料7-2
 - 教育委員会 資料7-3
 - ② 検討項目についての現状と今後の検討の方向性
 - 幹線道路交差点における事故類型、原因別対策素案 資料8-1
 - 資料8-2
 - ③ スケジュール 資料9
- 9 閉会挨拶

第1回通学路の更なる安全対策検討会
有識者懇談会

出席者名簿

(敬称略)

所 属	専門分野	氏 名
名古屋大学大学院教授	交通工学	なかむらひでき 中村英樹
名古屋工業大学准教授	交通工学	すずきこうじ 鈴木弘司
名古屋市立大学准教授	児童福祉	たにぐち ゆ き こ 谷口由希子
豊橋技術科学大学准教授	交通工学	まつおこうじろう 松尾幸二郎

事務局

所 属		役職	氏名
名古屋市	緑政土木局路政部道路維持課	主幹	すずきじゅんじ 鈴木淳示
	緑政土木局瑞穂土木事務所	所長	やまねひでお 山根英雄
	スポーツ市民局市民生活部 地域安全推進課	課長	わたなべえいいち 渡邊英一
	〃	主幹	おおわひろゆき 大和洋之
	〃	主幹	やくろあつし 矢黒敦志
	教育委員会指導部指導室	室長	ささぐちまこと 笹口 真
	〃	指導主事	くまがい か よ 熊谷佳代
	瑞穂区役所区政部地域力推進室	室長	かわぐちひでやす 川口秀保

名古屋市立大学
谷口由希子准教授



名古屋大学大学院
中村英樹教授



名古屋工業大学
鈴木弘司准教授



豊橋技術科学大学
松尾幸二郎准教授



瑞穂区地域力推進室
室長 川口秀保 ○

地域安全推進課
主幹 矢黒敦志 ○

地域安全推進課
主幹 大和洋之 ○

道路維持課
○主査 榎本晶子

道路維持課
○係長 高橋亮介

瑞穂土木事務所
○所長 山根英雄

○
地域安全推進課
課長 渡邊英一

○
教育委員会指導室
室長 笹口真

○
教育委員会指導室
指導主事 熊谷佳代

○
道路維持課
主幹 鈴木淳示

出入口

通学路の更なる安全対策有識者懇談会開催要綱

(趣旨)

第 1 条 通学路の更なる安全対策検討会（以下「検討会」という。）における安全対策の検討及び推進にあたり、学識経験を有する者等から幅広く意見を聴取するため、「通学路の更なる安全対策有識者懇談会」（以下「懇談会」という。）を開催する。

(所掌事務)

第 2 条 懇談会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 検討会の所掌事務に関する、多岐広範にわたる意見や専門的な助言等。
- (2) 前号に掲げるもののほか、通学路の安全対策を推進するために必要な事項。

(構成)

第 3 条 懇談会は、前条の所掌事務に必要な者のうちから緑政土木局長が指名するものにより構成する。

(座長)

第 4 条 懇談会に座長を置き、座長は、構成員の互選により決定する。

- 2 座長は、懇談会の議事の進行をする。

(懇談会の開催)

第 5 条 懇談会は、必要に応じて、緑政土木局長がこれを招集し、開催するものとする。

(謝金等)

第 6 条 第 3 条の規定により出席した者に対して、謝金及び旅費を支払うことができるものとし、その額は、謝金については 1 日につき 12,600 円、旅費については名古屋市旅費条例（昭和 25 年名古屋市条例第 32 号）の規定を適用して算定した額とする。

(懇談会の公開)

第 7 条 懇談会は原則として公開とする。ただし、緑政土木局長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第 8 条 懇談会の庶務は、緑政土木局路政部道路維持課において処理する。

(雑則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、緑政土木局長が定める。

附則

この要綱は、令和 4 年 5 月 30 日から施行する。

第 1 回通学路の更なる安全対策検討会 会議録要旨

本検討会の趣旨として、松雄副市長による開会あいさつの中で、瑞穂区田辺通 6 交差点への更なる安全対策について検討し、本市の通学路の各種対策に必要な視点を加え、総合的に展開することを目的とすることが表明された。

検討会には本市関係各局の他、関係機関とも連携が必要不可欠なことから国土交通省中部地方整備局、愛知県警察がオブザーバーとして参加されたほか、交通工学がご専門の名古屋大学大学院教授、中村英樹先生もオブザーバーとして参加された。

愛知県警察からは、瑞穂区田辺通 6 交差点での事故概要のほか、名古屋市内の交通事故の発生状況や統計データ等について、また、通学路の安全対策について防犯上の観点から、つきまとい事例等の説明があり、これらを踏まえ、検討会に対する期待や必要な観点として、別表のご意見を頂いた。

国土交通省中部地方整備局からは、自治体支援として ETC2.0 プロブデータの解析データ提供や補助金活用への助言を頂けることとなった。

また、名古屋大学中村教授は、「どんな交通安全対策でも、オールマイティーな対策があるわけではなく、それぞれの箇所、道路や交通の特性に応じた最善のものを、コストを節約しながら効果的に導入するかが問われている。」とし、技術的な観点からの検討会へアドバイスを頂けることとなった。

検討会の中で、スポーツ市民局、教育委員会、緑政土木局からこれまでの通学路における安全対策の取組が報告され、本検討会として安全対策を更に一歩進めるために、ハード面、ソフト面それぞれの検討項目として、①交差点の対策、②教育、広報啓発関連、③子ども目線の通学路対策、④地域が子どもを守る安全対策、⑤車両等に関する最新技術の適用、の 5 項目が事務局より提案され了承された。

併せて、今後の検討組織について、有識者懇談会の開催と作業部会の設置が承認され、有識者懇談会の人選については、事務局に一任されることとなった。

愛知県警察からの検討にあたってのご意見等

検討を 期待する 事項	○交通安全、防犯の双方の観点による通学路の安全対策の在り方について ○通学路における物理的な安全環境の整備等による、多くの目で見守るためのさらなる仕組みづくり ○見守り活動を持続可能な活動とするため、地域や学校、各行政機関等の在り方や連携について
通学路の 安全対策 に必要な 観点等	・小学生の場合、集団登校をしていることで登校中の交通事故を減らしていると思われる。下校時の交通事故対策が重要となる。 ・通学路の安全対策については、交通安全だけではなく、防犯の観点も欠くことはできない。 ・例えば、見通しのよい公園だとか、防犯カメラの整備等、また、地域の多くの目といった見守り活動も非常に重要である。

通学路の更なる安全対策検討会

趣旨 瑞穂区田辺通6交差点への更なる安全対策について検討し、本市の通学路の各種対策に必要な視点を加え、総合的に展開することを目的とする。

- ・ 検討箇所：瑞穂区田辺通6交差点
- ・ 会 長：松雄副市長
- ・ 副 会 長：杉野副市長
- ・ 委 員：名古屋市 スポーツ市民局長、緑政土木局長、
教育委員会事務局教育次長、瑞穂区長
- ・ オブザーバー：中部地方整備局、愛知県警察
- ・ 都度招集：有識者
- ・ 検討内容
 - ①交差点の対策
 - ②教育、広報、啓発関連
 - ③子ども目線の通学路対策
 - ④地域が子どもを守る安全対策
 - ⑤車両等に関する最新技術の適用

作業部会

部会員：関係各局課長級

相談・報告

有識者懇談会

学識者：中村教授
鈴木准教授
谷口准教授
松尾准教授

・ 検討会で決められた検討事項について、主に作業部会と連携し、アドバイスを行う。

情報提供・助言

交通事故対策メニュー例



エスコートマーク



交差点巻き込み事故対策カラー



右折車線カラー



路面カラー（注意喚起）



文字（注意喚起）



二段階横断施設



防護柵



交差点コンパクト化



ラウンドアバウト

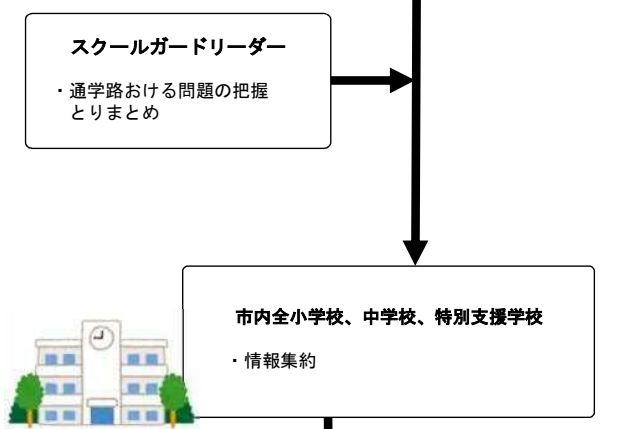
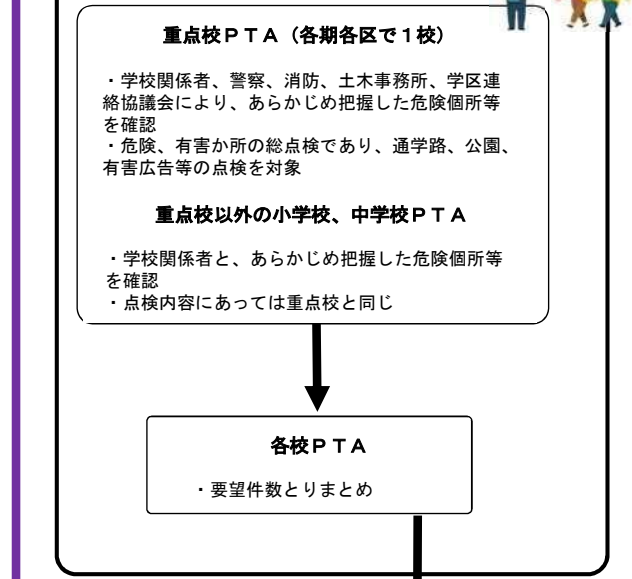
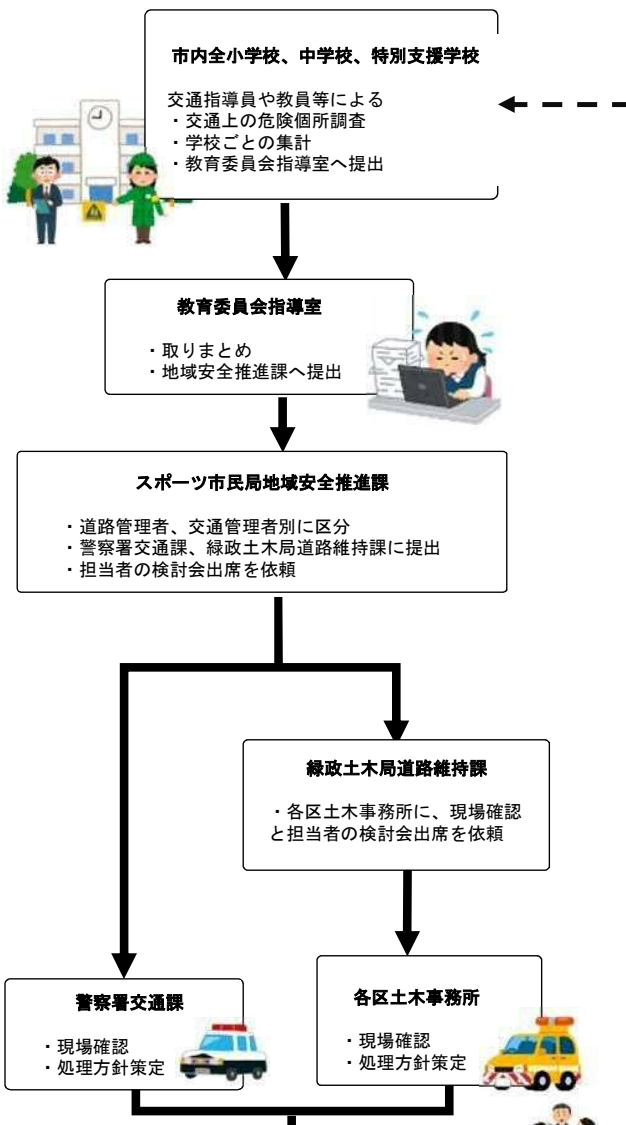
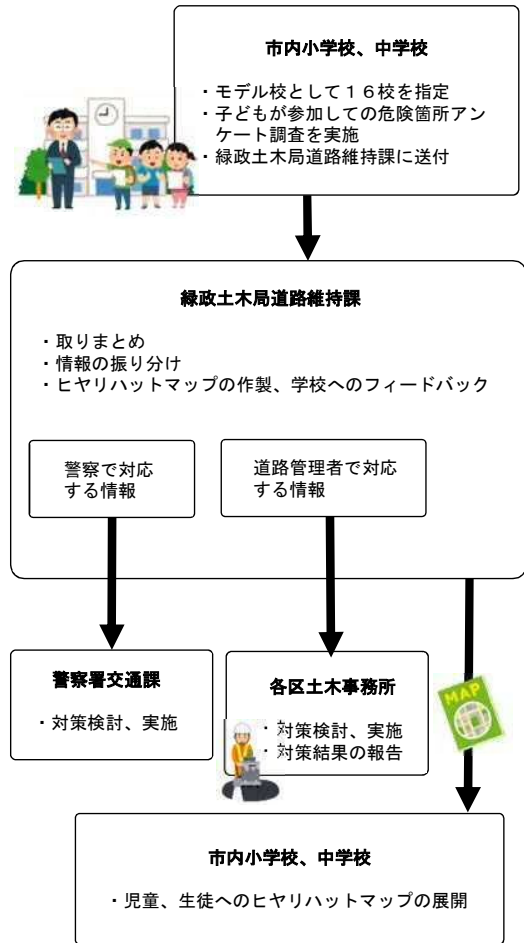
行政の取組

市民主体の取組

通学路安全点検作業部会
(主体：緑政土木局道路維持課)

通学路交通安全対策検討会
(主体：スポーツ市民局地域安全推進課)

「子どもを守る」
PTA全市一斉パトロール
(主体：PTA)



対策完了

対策完了

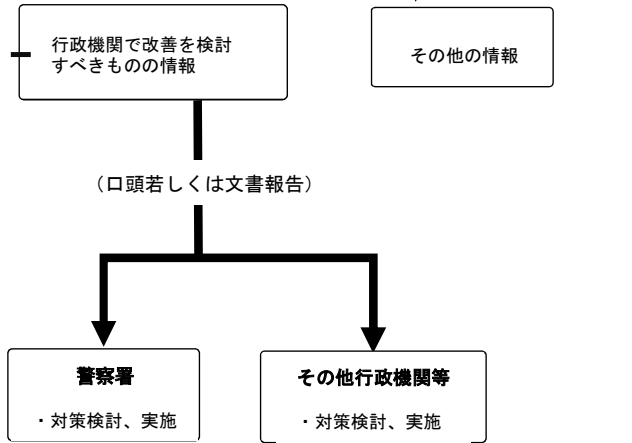
名古屋市通学路安全対策協議会
(事務局：スポーツ市民局地域安全推進課)

- ・前年の取組結果報告、共有
- ・当年の開催計画報告

※ 協議会構成員

愛知県警察
交通部参事官兼交通総務課長
交通指導課長
交通規制課長
交通事故対策官 ほか

名古屋市
緑政土木局路政部長
スポーツ市民局市民生活部長
教育委員会指導室長 ほか



交通安全教育等の実施状況について【教育委員会】

1 交通安全教育の概要

(1) 学校行事としての体験型交通訓練

- 関係機関や交通指導員・PTA等の協力を得て、歩行訓練や自転車訓練等体験型の交通訓練を実施
- 体験型交通訓練で使用する指導用備品(自転車・ヘルメット・信号機模型・室内用横断歩道シート)を希望する学校に配付(小学校)
- 自転車安全教室受講証を小学校・特別支援学校小学部全員に配付

(2) 校内における指導

- 「交通安全指導の手引き」(市教委)を活用し、教科「体育」、道徳教育、学級活動、児童会活動、学校行事等の特別活動と総合的な学習の時間等を中心に実施
- 集会、朝・帰りの会、校外学習時等、実情に応じた随時指導を実施

(3) 校外における指導

- 登下校時に校門付近や危険箇所において、交通指導員、学区・PTA・地域のボランティアなどの協力を得ながら安全指導を実施
- 一斉下校の際に分団の集合地まで教員が児童・生徒に付き添い、現地指導を実施

(4) その他

- 小学校・特別支援学校小学部1年生に、通学用の黄色い帽子を配付

2 通学路の安全点検

- 各学校において通学路の安全点検を定期的実施。PTAパトロールの結果や学区、交通指導員などからの情報も合わせ、要望事項を教育委員会に提出
- 通学路安全対策検討会における要望事項の判定結果を受け、危険箇所における通学路の検討や見守り活動、安全教育といったソフト対策を実施

3 通学路の設定・変更

- 教育長通知「児童生徒の通学路の設定等について」により、各学校が通学路を設定。変更等する場合は所轄警察署・土木事務所・PTA等と相談して学校で決定し指導室へ届出

1 学校行事としての体験型交通訓練

○ 小学校における体験型訓練の例



<低学年対象の歩行訓練>



<愛知県警 (B-force) による自転車講習>



<中・高学年対象の自転車訓練>

2 校内における指導

○ 小学校における学級活動の学習内容 (例)

	低 学 年	中 学 年	高 学 年
登下校中の事故を防ぐために	<ul style="list-style-type: none"> ○がっこうのいきかえり ○あめの日のとうげこう ○あおしんごうがかわるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ○安全な登校・下校 ○下校時のきけん ○友達との悪ふざけの危険 ○身近な標識と標示 	<ul style="list-style-type: none"> ○登下校の世話 ○通学路にひそむ危険 ○あせる気持ちと交通事故
道路横断中の事故を防ぐために	<ul style="list-style-type: none"> ○どうろをわたるとき ○あぶないとびだし ○おうだんほどうをわたるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ○青信号でも安全確認 ○アイコンタクト・ハンズアップ ○せまい道から広い道に出るとき ○ふみきりのわたり方 	<ul style="list-style-type: none"> ○薄暮時や夜間の横断 ○安全な横断 ○反射材の活用 ○あぶない斜め横断
自転車の事故を防ぐために	<ul style="list-style-type: none"> ○じてんしゃにのるとき ・ヘルメット着用 ○あんぜんなじてんしゃののりかた 	<ul style="list-style-type: none"> ○乗れば自転車も自動車 ・ヘルメット着用 ○自転車の安全な乗り方 ○夜間の自転車走行 	<ul style="list-style-type: none"> ○自転車の安全な乗り方 ・ヘルメット着用 ・ながらスマホの危険 ○自転車で歩道を走るとき ○乗れば自転車も自動車 ・加害者とならないために

3 通学路の設定・変更

○ 児童・生徒の通学路の設定について

昭和46年8月15日付教育長通知

改正平成18年6月1日（抜粋）

通学路設定の留意点

- (1) 通学路の設定は、できるだけ歩車道の区別のある道路とするとともに、区別がない場合は次の条件に適合すること
 - ア 車の交通量が比較的少ないこと
 - イ 道路の幅員が児童・生徒の通行を確保できる状態にあること
 - ウ 路面の占用状態（駐車・路上放置物件等）が良好であること
- (2) 警報機のない踏切、見通し不良等の危険箇所がないこと
- (3) 危険な横断箇所には、横断歩道、信号機、横断歩道橋又は地下道等が設置されているか、又は警察官等による交通整理、誘導が行われていること
- (4) 防犯の観点（人通りが少ない、見通しが悪い等）からも配慮すること
- (5) 児童・生徒の通学路として適切な道路環境であること

項目	主担当局区	検討の方向性	作業部会にて情報共有・意見交換			
1 交差点の対策	緑政土木局	① 田辺通6の事故の原因分析と取りうる対策の検討 ② 市内で通学路が片側2車線以上の幹線道路を平面横断する箇所を対象として抽出する。抽出した交差点の中からモデル箇所を定め、取りうる対策の検討、まとめ。 ③ ラウンドアバウトが適した交差点の整理		作業部会にて情報共有・意見交換		
2 教育、広報、啓発関連	スポーツ市民局 教育委員会 瑞穂区役所	① 現状把握 ② 改善策の検討			作業部会にて情報共有・意見交換	
3 子ども目線の通学路対策	緑政土木局 教育委員会	① 子どもの目線から見た、道路施設の改善策の検討				作業部会にて情報共有・意見交換
4 地域が子どもを守る安全対策	スポーツ市民局 教育委員会 瑞穂区役所	① 現状把握 ② 改善策の検討				
5 車両等に関する最新技術の適用	緑政土木局	① 先進安全技術や自動運転等の技術についての情報収集 ② 国等への要望活動の方法についての検討	作業部会にて情報共有・意見交換			

◎幹線道路交差点における事故類型・原因別の対策素案

対策例	事故類型・原因	Case I	Case II	Case III	Case IV	備考
		車両側信号無視 × 歩行者側信号遵守	車両側信号遵守 × 歩行者側信号無視	左折車 × 横断歩行者	右折車 × 横断歩行者	
① 立体横断施設の設置		○	○	○	○	
② 車両側からの信号、歩行者等の見通しの確保		○	○			
③ 歩行者側からの視距の確保		○※1	○※1			
④ 標識、路面標示（カラー化含む）による注意喚起		○	○	○	○	
⑤ 交差点内の視距の確保				○※2	○※3	
⑥ 交差点のコンパクト化				○	○	
⑦ 安全教育の強化 「信号を守る。信号が青でも、車両を十分確認して渡る。」		○	○	○	○	
⑧ 幹線道路を渡る両側に見守る大人が立ち、安全確認の補助		○	○	○	○	
⑨ 既設の立体横断施設への通学路の変更		○	○	○	○	

※1 横断歩道端部から見た車道の見通し

※2 左折車から見た歩道の見通し（歩行者が隠れてしまうような支障物の除去）

※3 右折車から反対側の歩道の見通しの確保（歩行者が隠れてしまうような支障物の除去）

検討スケジュール（案）

時期	検討会	有識者懇談会	作業部会
4月	実施（4/27）		
6月		本日実施(6/16)	
6月			本日実施(6/16)
7月			複数回開催予定
8月		予定	
9月	予定（中間報告）		
10月			予定
11月		予定	
12月	予定（最終報告）		

 テーマごとに担当局が、対策案を取り纏めるため、関係する有識者の方とご相談させて頂く時期。

※市各局は9月の中間報告を踏まえ、可能なものから令和5年度以降の予算要求等を行い、検討会での検討結果を踏まえた施策展開を進めていく。